

令和 8 年定例会  
予算決算常任委員会  
医療保健子ども福祉病院分科会

説 明 資 料

《議案補充説明》

- 1 【議案第 5 号、議案第 7 号、議案第 8 号】  
令和 8 年度三重県一般会計予算等について . . . . . 1
- 2 【議案第 27 号】  
三重県国民健康保険条例の一部を改正する条例案について . . . 9
- 3 【議案第 28 号】  
三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する  
条例案について . . . . . 12
- 4 【議案第 29 号】  
三重県手数料条例の一部を改正する条例案について . . . . . 16
- 5 【議案第 51 号、議案第 53 号、議案第 54 号】  
令和 7 年度三重県一般会計補正予算（第 1 1 号）等について . . . 23

《所管事項説明》

- 1 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例に  
基づく報告について . . . . . 28

令和 8 年 3 月 1 0 日  
医 療 保 健 部

1 令和8年度三重県一般会計予算等について

1 予算額および債務負担行為

医療保健部関係分の令和8年度当初予算の総額は次のとおりです。

また、一般会計の債務負担行為については、2件を計上しています。

なお、特別会計の詳細は、2頁と3頁の表のとおりです。

(単位：千円、%)

区 分	令和7年度 当初予算 A	令和8年度 当初予算 B	増減額 B-A	増減率 (B-A)/A
第3款 民生費	(84,991,747) 83,852,575	(82,352,705) 80,605,510	(△2,639,042) △3,247,065	(△3.1) △3.9
第4款 衛生費	(28,434,374) 28,408,874	(30,218,998) 27,131,709	(1,784,624) △1,277,165	(6.3) △4.5
第11款 災害復旧費	(-) -	(3,100) -	(3,100) -	皆増 -
一 般 会 計	(113,426,121) 112,261,449	(112,574,803) 107,737,219	(△851,318) △4,524,230	(△0.8) △4.0
地方独立行政法人三重県立総合 医療センター資金貸付特別会計	1,930,526	1,726,886	△203,640	△10.5
三重県国民健康保険事業 特別会計	149,405,379	147,426,591	△1,978,788	△1.3
特 別 会 計	151,335,905	149,153,477	△2,182,428	△1.4

※上段( )は2月補正予算含みベース。

【一般会計】

(債務負担行為)

議案第5号「令和8年度三重県一般会計予算」関係

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
製菓衛生師試験運営に係る契約	令和8年度～令和9年度	321
薬剤師奨学金返還に係る助成金	令和8年度～令和12年度	6,000

## 【特別会計】

議案第7号 令和8年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算

(項目一覧)

(単位：千円)

項 目	R 7 当初	R 8 当初	増減	説 明
(歳入)				
諸収入	662,526	658,886	△3,640	総合医療センターへの貸付金に係る元利収入の減
県債	1,268,000	1,068,000	△200,000	総合医療センターへの貸付金の財源として借り入れる県債の減
合 計	1,930,526	1,726,886	△203,640	
(歳出)				
貸付金	1,268,000	1,068,000	△200,000	総合医療センターへの貸付金の減
元利償還金	662,526	658,886	△3,640	総合医療センターに係る県債の元利償還金の減
合 計	1,930,526	1,726,886	△203,640	

議案第8号 令和8年度三重県国民健康保険事業特別会計予算

(項目一覧)

(単位：千円)

項 目	R 7 当初	R 8 当初	増減	説 明
(歳入)				
分担金及び負担金	44,476,265	41,695,767	△2,780,498	国民健康保険事業納付金の減
国庫支出金	39,798,017	38,803,529	△994,488	療養給付費等負担金の減
財産収入	9,468	18,440	8,972	利子収入の増
繰入金	9,728,532	11,009,736	1,281,204	財政安定化基金の増
諸収入	55,393,096	55,899,118	506,022	前期高齢者交付金等の増
繰越金	1	1	0	
合 計	149,405,379	147,426,591	△1,978,788	
(歳出)				
国民健康保険運営費				
保険給付費等交付金	121,849,303	118,216,004	△3,633,299	被用者保険の適用拡大等に伴う被保険者数の減
後期高齢者支援金等	20,617,676	20,193,610	△424,066	被保険者見込数の減
前期高齢者納付金等	21,113	39,594	18,481	前々年度精算額の増
介護納付金	6,616,156	6,598,840	△17,316	被保険者見込数の減
病床転換支援金等	10	9	△1	
子ども子育て支援納付金	0	2,027,498	2,027,498	制度新設による皆増
共同事業拠出金	256,212	300,849	44,637	国から提示される金額の増
国民健康保険財政安定化基金積立金	9,469	18,441	8,972	利子収入見込額の増
保健事業費	23,249	25,333	2,084	委託事業費の増
一般会計繰出金	9,180	0	△9,180	国保被保険者に係る保健事業を実施するための繰出金の減
総務費				
総務管理費	3,011	6,413	3,402	納付金等算定標準システム更新にかかる増
合 計	149,405,379	147,426,591	△1,978,788	

2 補充説明 ※説明・事業費は主な新規分のみ

(1) 医師確保対策事業 2億1,139万1千円

①医師偏在対策総合事業（診療所の承継・開業支援）1億8,488万円

「重点医師偏在対策支援区域」を設定し、同区域の診療所の承継・開業に対して、施設整備等に要する経費を支援します。

【補助対象】重点医師偏在対策支援区域にて承継・開業を行う診療所

【対象経費】施設・設備整備、運営に要する経費

【補助率】施設整備1/2、設備整備1/2、運営費2/3

【積算】施設整備：1億1,015万4千円

7,343万6千円/施設×3施設×補助率(1/2)

設備整備：2,475万円

1,650万円/施設×3施設×補助率(1/2)

運営費：4,997万6千円

2,498万8千円/施設×3施設×補助率(2/3)

②医師偏在対策総合事業（分析業務）1,016万1千円

医師偏在是正プランの策定に向け、各地域の医療需要等の分析を行います。

③専攻医等の確保・育成事業 1,635万円

小児科・産婦人科・救急科の専攻医等を確保するため、専攻医等に対する専門研修プログラムの充実や啓発等の取組に要する経費を支援します。

【補助対象】三重大学医学部附属病院

【対象経費】専攻医等に対する専門研修プログラムの充実や啓発等の取組に要する経費

【補助率】1/2

(2) 薬剤師確保・資質向上事業 370万円

①地域に就職を希望する学生への修学支援 250万円

薬剤師の県内就業の促進及び偏在是正のため、県内大学との連携により、県内の偏在地域への就職を希望する薬学生に対し、卒業後に一定期間地域の病院等で勤務することを条件に、修学資金（年間補助額：40万円）を支援します。

【積算】年間補助額（40万円）×5人、その他経費50万円

②専門・認定薬剤師の資格取得等の支援 120万円

病院薬剤師の病院への定着促進のため、専門・認定薬剤師として業務に貢献することを希望する薬剤師に対し、専門・認定薬剤師の資格取得等に係る費用の一部を支援します。

【補助対象】三重県薬剤師会

【対象経費】専門・認定薬剤師の資格取得等に係る費用

【補助額】1件5万円（上限）

(3) 看護職員確保対策事業 1,476万3千円

①看護分野における採用力向上支援事業 425万5千円

看護学生・求職者の県内医療機関等への就業を促進するため、効果的な発信、採用戦略の立案など採用力向上セミナーを領域別・地域別に開催します。

また、プラチナナースや看護補助者の活用に向けたセミナーを開催し、多様な人材の雇用や持続可能な働き方の創出を促進します。

②看護職員活躍支援事業 1,050万8千円

助産師の地域・就業場所の偏在是正、助産実践能力向上を図るため、助産師出向に要する経費を支援します。

【補助対象】助産師出向事業を実施する分娩取扱施設

【対象経費】出向先施設への受入に要する経費

出向元施設への旅費・宿泊費・代替看護職員確保経費

【補助率】1/2

(4) 外国人介護人材確保対策事業 500万円

インドネシア保健省との間で令和6年7月に締結したMOUに基づき、インドネシア医療福祉大学の学生に対して県内介護施設等でのインターンシップを実施します。

(5) 介護支援専門員資質向上事業 289万2千円

介護支援専門員の人材確保及び定着を促進するため、介護支援専門員の資格更新等に必要となる研修受講料の負担を軽減する三重県内の介護保険事業所・施設を支援します。

【補助対象】 研修受講料を負担する介護保険事業所・施設

【対象経費】 介護支援専門員の資格更新等に必要となる研修受講料

【補助率】 1/2

(6) 医療審議会費 2,868万6千円

入院・外来・在宅の医療需要や医療提供体制等の調査分析を行い、医療機関の機能分化・連携、外来医療、在宅医療、介護との連携、人材確保等を含めた新たな地域医療構想の策定に向けて取り組みます。

(7) 災害医療体制強化推進事業 2,650万7千円

①災害医療施設整備事業補助金 2,152万2千円

災害拠点病院の機能強化を図るため、患者搬送車両の整備に要する経費を支援します。

②災害医療を支える人材育成事業 160万円

DMA Tコーディネーターの養成に要する経費を支援します。

③災害医療体制強化推進事業 247万9千円

三重DMA T訓練や、内閣府が主催する三重県を被災地の一部とする大規模地震時医療活動訓練等を実施します。

④歯科医療提供体制構築支援事業 90万6千円

関係団体における通信設備の整備を支援します。

(8) 小児・周産期医療体制強化推進事業 6,434万9千円

①分娩取扱施設支援事業（周産期母子医療センター） 5,546万5千円

地域において安心して出産できる体制を確保するため、一部の周産期母子医療センターにおける施設・設備整備に要する経費を支援します。

【補助対象】 周産期母子医療センター

【対象経費】 施設・設備整備に要する経費

【補助率】 1/2

【積算】 施設整備 4,694万8千円

48万4千円×194㎡×1施設×補助率(1/2)

設備整備 851万7千円

1,703万5千円×1施設×補助率(1/2)

②安全安心な分娩取扱医療機関定着支援事業 843万4千円

分娩取扱施設が少ない地域において、事業承継を行う分娩取扱医療機関を支援します。

【補助対象】 事業承継を行う分娩取扱医療機関

【対象経費】 診療所等の運営に必要な職員給与・各種手当

【補助率】 2/9

③新生児搬送体制検討会 45万円

新生児搬送体制の充実に向けて現状の調査・分析を行い、より良い搬送体制の構築を検討します。

(9) 子ども医療費補助金 1億1,630万3千円

子どもが必要な医療を安心して受けられるよう、市町が実施する医療費助成事業に要する経費のうち、新たに中学生年齢の通院医療費を補助対象とします。

【対象経費】 中学生年齢の通院医療費

【補助率】 1/8

(10) 防疫対策事業 493万円

新興感染症発生時の対応力の向上を図るため、タイムラインを含め県職員等が実働時に活用する「新興感染症対応マニュアル（仮称）」を策定します。

## 2 三重県国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

### 1 改正理由

国民健康保険事業納付金の算定について規定している、三重県国民健康保険条例において、子ども・子育て支援納付金に係る規定を新たに整備する必要があるため改正を行うものです。

### 2 改正内容

子ども・子育て支援納付金に関する条項を追加します。

### 3 施行期日

令和8年4月1日

(参考)

#### 1 子ども・子育て支援金制度

国の少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、医療保険料の保険料とあわせて子ども・子育て支援金を令和8年度から毎年度拠出することとなりました。この支援金はすべて支援納付金対象費用に充当することが法定されています。

すべての医療保険者が対象となるため、国民健康保険においても、子ども・子育て支援金を徴収する必要があり、対象者は、国民健康保険の被保険者となります。

#### 2 支援納付金対象費用

##### ○児童手当の拡充（令和6年10月～）

所得制限の撤廃、高校生年代まで延長、第3子以降は月3万円に倍増

##### ○妊婦のための支援給付（令和7年4月～）

妊娠・出産時の10万円相当の給付金

##### ○育児時短就業給付（令和7年4月～）

こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合、時短勤務時の賃金の原則10%を支給。

##### ○出生後休業支援給付（令和7年4月～）

子の出産直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給。

##### ○こども誰でも通園制度（令和8年4月～）

保育所等に通っていない0歳6カ月から満3歳未満のこどもが月10時間の枠内で利用できる制度。

##### ○育児期間中の国民年金保険料免除（令和8年10月～）

国民年金第1号被保険者の育児期間（1歳になるまでの期間）に係る保険料免除措置。

三重県国民健康保険条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和八年二月十七日

三重県知事 一見勝之

三重県国民健康保険条例の一部を改正する条例  
 三重県国民健康保険条例（平成二十九年三重県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 国民健康保険事業費納付金（第六 条―第二十四条）</p> <p>第五章 財政安定化基金（第二十五条・第 二十六条）</p> <p>第六章 雑則（第二十七条）</p> <p>附則 （趣旨）</p> <p>第一条 県が行う国民健康保険については、 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九 十二号。以下「法」という。）、国民健康 保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六 十二号。以下「施行令」という。）、国民 健康保険の国庫負担金等の算定に関する 政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下 「算定政令」という。）及び国民健康保険 保険給付費等交付金、国民健康保険事業費 納付金、財政安定化基金及び標準保険料率 に関する省令（平成二十九年厚生労働省令 第百十一号）その他法令に定めがあるもの のほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第二十条（略）</p> <p>（子ども・子育て支援納付金納付金所得係 数）</p> <p>第二十一条 子ども・子育て支援納付金納付 金所得係数は、県に係る第一号に掲げる額 を第二号に掲げる額で除して得た数を基</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 国民健康保険事業費納付金（第六 条―第二十条）</p> <p>第五章 財政安定化基金（第二十一条・第 二十二条）</p> <p>第六章 雑則（第二十三条）</p> <p>附則 （趣旨）</p> <p>第一条 県が行う国民健康保険については、 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九 十二号。以下「法」という。）、国民健康 保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六 十二号。以下「施行令」という。）、国民 健康保険の国庫負担金等の算定に関する 政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下 「算定政令」という。）及び国民健康保険 保険給付費等交付金、国民健康保険事業費 納付金及び標準保険料率に関する省令（平 成二十九年厚生労働省令第百十一号）その 他法令に定めがあるもののほか、この条例 の定めるところによる。</p> <p>第二十条（略）</p>

<p>準として知事が定める数とする。</p> <p>一 算定政令第十一条の二第三項第一号に掲げる額</p> <p>二 算定政令第十一条の二第三項第二号に掲げる額</p> <p>(子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合)</p> <p>第二十二條 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令第十一条の二第四項第一号に掲げる数とする。</p> <p>(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合)</p> <p>第二十三條 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令第十一条の二第五項第二号に掲げる数とする。</p> <p>(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数)</p> <p>第二十四條 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、零を超え、かつ、一未満の数であつて、知事が定める数とする。</p> <p>第五章 (略)</p> <p>第二十五條 第二十七條 (略)</p>	<p>第五章 (略)</p> <p>第二十一條 第二十三條 (略)</p>
---	---------------------------------------

附 則

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

提案理由

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部改正に鑑み、子ども・子育て支援納付金に係る規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

### 3 三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案について

#### 1 改正理由

- ① 三重県後期高齢者医療財政安定化基金に積み立てる拠出金の額の算出に必要な拠出率については、2年に1度、国から示される標準拠出率をふまえ、県が条例で定めています。

今回、令和8・9年度の拠出率を定めるための標準拠出率(0.038%)が新たに示されましたが、基金残高が十分にあると判断し、拠出率を0とするため、条例で規定する拠出率を改めるものです。

なお、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴い、拠出率の名称が、「財政安定化基金拠出率」から「基礎財政安定化基金拠出率」に改正されました。

- ② 令和8年度から子ども・子育て支援金制度が施行されることに伴い、同政令に子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率の規定が新設されたため、県条例に規定を整備します。

なお、令和8年1月26日に同政令第19条第3項の規定に基づき厚生労働省が定める令和8年度における子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率(0.004%)が告示されましたが、拠出金の額が少額であることや、基金残高が十分にあることから、当該拠出率を0と定めるものです。

また、①の基礎財政安定化基金拠出率については、2年度単位を一期間として2年ごとに見直すこととしているのに対し、子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率については、毎年見直すこととなります。

- ③ 同政令第19条第3項の規定が新設されたことに伴い、その後の項にズレが生じるため、規定を整理するものです。

#### 2 改正内容

- ① 基礎財政安定化基金拠出率を「10万分の41」から「0」に改めます。
- ② 子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率として条例で定める拠出率を「0」とします。
- ③ 本条例第3条第2項中、政令「第19条第5項」を「第19条第6項」に、第4条第1項中、政令「第19条第3項」を「第19条第4項」に改めます。

#### 3 施行期日

令和8年4月1日

(参考)

1 基金への積み立て

後期高齢者医療制度では、2年度単位の期間（特定期間）を財政運営期間としており、基金への積立額は、当該財政運営期間における広域連合の療養の給付等に要する費用の見込額に拠出率を乗じた額から、当該財政運営期間中の基金の運用益を減じて算出することとされています。

後期高齢者医療財政安定化基金積立金の算定方法

財政運営期間 (2年度分)の積立額	=	当該財政運営期間における 広域連合の療養の給付等に 要する費用の見込額	×	拠出率	-	当該財政運営期間中 の基金運用収益
----------------------	---	---	---	-----	---	----------------------

2 基金の状況

令和6年度末積立残高	約22億6千万円
令和7年度積立見込額	約3億1千万円
令和7年度末残高見込	約25億7千万円

3 拠出率を0とする理由

国からの通知で示された算定式により得られた金額を基金が保有すべき基金残高の目安とすると、「基金残高」は「基金が保有すべき基金残高」を上回っており、広域連合と協議の上、基金残高は十分にあると判断し、拠出率を0とする。

基金残高 約25億7千万円 > 保有すべき基金残高 約9億1千万円

三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和八年二月十七日

三重県知事 一見勝之

三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例  
 三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（拠出率）</p> <p>第二条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号。以下「政令」という。）第十九条第一項に規定する基礎財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、零とする。</p> <p>2 政令第十九条第一項に規定する子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、零とする。</p>	<p>（拠出率）</p> <p>第二条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号。以下「政令」という。）第十九条第一項に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、十万分の四十一とする。</p>
<p>（積立て）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 特定期間の各年度における県の負担額は、政令第十九条第六項の規定に従って算定するものとし、毎年度一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。（拠出金）</p> <p>第四条 特定期間において広域連合から徴収する拠出金の額の算定については、政令第十九条第四項の規定に従って算定するものとし、毎年度予算で定める。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（積立て）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 特定期間の各年度における県の負担額は、政令第十九条第五項の規定に従って算定するものとし、毎年度一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。（拠出金）</p> <p>第四条 特定期間において広域連合から徴収する拠出金の額の算定については、政令第十九条第三項の規定に従って算定するものとし、毎年度予算で定める。</p> <p>2・3（略）</p>

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

提案理由

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に

鑑み、拠出率の規定等を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

#### 4 三重県手数料条例の一部を改正する条例案について（医療保健部関係分）

##### 1 改正理由

令和 7 年 5 月 21 日に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、令和 8 年 5 月 1 日から施行されることに伴い、規定を整理するものです。

##### 2 改正内容

条例別表第 1（第 2 条関係）137 の 5 及び 137 の 6 中の「医薬品医療機器等法第 14 条第 7 項」を「医薬品医療機器等法第 14 条第 6 項」に、「医薬品医療機器等法第 14 条第 15 項」を「医薬品医療機器等法第 14 条第 13 項」に改めます。

また、別表第三（医薬品医療機器等法に基づく手数料）9（1）イ中の「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第七項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」に改めます。

##### 3 施行期日

令和 8 年 5 月 1 日

三重県手数料条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和八年二月十七日

三重県知事 一見勝之

三重県手数料条例の一部を改正する条例

三重県手数料条例（平成十二年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）	
項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
一	(略)	(略)	(略)
四	(略)	(略)	(略)
四	(略)	(略)	(略)
四	(略)	(略)	(略)
五	児童福祉法施行令第二十一条の規定に基づく内閣府令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	児童福祉法保育士試験免除二千四百円	児童福祉法保育士試験免除二千四百円
四	児童福祉法第二十八条の項の規定に基づく地域限定保育士の試験の実施	地域限定保育士試験手数料	地域限定保育士試験手数料
四	児童福祉法第二十八条の項の規定に基づく地域限定保育士の登録手数料	地域限定保育士登録手数料	地域限定保育士登録手数料
七	児童福祉法第二十八条の項の規定に	児童福祉法第二十八条の項の規定に	児童福祉法第二十八条の項の規定に









事務の種類 一〇六 (略)	手数料の名称 (略)	指定機関 (略)
六の二 児童福祉法第十八条の二十八第一項の規定に基づく地域限定保育士試験の実施	地域限定保育士試験手数料	児童福祉法第十八条の三十
七 児童福祉法施行令第二十条の規定に基づく内閣府令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	保育士試験免除申請審査手数料	一般社団法人全国保育士養成協議会
七の二 児童福祉法施行令第二十一条の規定に基づく内閣府令の規定による地域限定保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	地域限定保育士試験免除申請審査手数料	児童福祉法第十八条の三十
八〇十五 (略)	(略)	(略)

  

事務の種類 一〇六 (略)	手数料の名称 (略)	指定機関 (略)
七 児童福祉法施行令第二十条の規定に基づく厚生労働省令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	保育士試験免除申請審査手数料	一般社団法人全国保育士養成協議会
八〇十五 (略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表第一第百三十七の五の項及び第百三十七の六の項の改正規定並びに別表第三の改正規定は、同年五月一日から施行する。

提案理由

児童福祉法の一部改正等に鑑み、手数料についての規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

## 5 令和 7 年度三重県一般会計補正予算（第 11 号）等について

議案第 51 号の医療保健部関係分、議案第 53 号および議案第 54 号については、一般会計で 4 億 3,065 万 3 千円の減額、特別会計で 4 億 9 億 6 千 3 万 6 千円の減額となっており、その内訳は次の表のとおりです。

一般会計の主要項目については、24 頁の表のとおりです。

また、繰越明許費については、25 頁の表に整理したとおり、追加で 1 件、変更で 3 件を計上しています。

なお、特別会計については、26 頁および 27 頁の表のとおりです。

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	補正後の予算額
第 3 款 民 生 費	89,026,619	△4,452,991	84,573,628
第 4 款 衛 生 費	34,395,915	△77,662	34,318,253
第 11 款 災 害 復 旧 費	3,100	—	3,100
一 般 会 計	123,425,634	△4,530,653	118,894,981
地方独立行政法人三重県立総合 医療センター資金貸付特別会計	1,930,526	△133,876	1,796,650
三重県国民健康保険事業特別会計	152,135,715	△3,975,760	148,159,955
特 別 会 計	154,066,241	△4,109,636	149,956,605

【一般会計】

議案第51号 令和7年度三重県一般会計補正予算（第11号）

（主要項目一覧）

（単位：千円）

項 目	補正前の額	補正額	補正後の予算額	説 明
《民生費》 （主な減額補正） 老人医療対策費 後期高齢者医療費県負担金	21,963,153	△1,820,718	20,142,435	被保険者数の伸び率が緩やかになったことなどに伴う所要見込額の減
国民健康保険行政事務費 国民健康保険事業特別会計繰出金	9,279,817	△687,612	8,592,205	医療費の所要見込額の減に伴う、国民健康保険交付金繰出額等の減
介護基盤整備関係事業費 地域医療介護総合確保基金積立金（介護）	1,801,756	△641,644	1,160,112	介護従事者の確保に関する事業における所要見込額の減など
老人医療対策費 後期高齢者医療保険基盤安定制度県負担金	4,510,957	△344,270	4,166,687	被保険者数の伸び率が緩やかになったことなどに伴う後期高齢者保険料軽減分の所要見込額の減
福祉人材確保対策費 三重県介護従事者確保事業費補助金	1,929,442	△321,611	1,607,831	介護テクノロジー導入支援事業における、事業所等の事業見直しによる所要見込額の減
民 生 費 計	89,026,619	△4,452,991	84,573,628	
《衛生費》 （主な増額補正） 精神保健医療対策事業費 精神通院医療事業費	3,429,332	207,509	3,636,841	通院医療費の実績増に伴う助成費用の増
難病対策費 指定難病等対策事業費	3,325,532	192,140	3,517,672	特定医療費の実績増に伴う助成費用の増
（主な減額補正） 救急医療対策費 三次救急医療体制強化推進事業費	797,316	△192,604	604,712	救命救急センター運営事業及び設備整備事業における国内示額の減に伴う事業費の減
小児医療対策費 小児・周産期医療体制強化推進事業費	874,146	△123,508	750,638	周産期母子医療センター運営事業費補助金の国内示額の減に伴う事業費の減
地域医療対策費 病床機能分化推進基盤整備事業費	1,058,521	△44,688	1,013,833	病床機能再編支援事業給付金において申請者側での病床削減時期の延期などにより補助申請額が当初の見込みを下回ったことによる所要見込額の減
地域医療対策費 医師確保対策事業費	2,395,054	△36,140	2,358,914	地域医療確保補助事業の補助申請数や医師修学資金の貸与数が当初の見込みを下回ったことによる所要見込額の減
公立大学法人関係事業費 公立大学法人関係事業費	972,950	△31,780	941,170	公立大学法人三重県立看護大学運営費交付金等が当初の見込みを下回ったことによる所要見込額の減
衛 生 費 計	34,395,915	△77,662	34,318,253	
合 計	123,425,634	△4,530,653	118,894,981	

議案第51号 令和7年度三重県一般会計補正予算（第11号）関係

（繰越明許費）

追加

（単位：千円）

項 目	繰 越 額	繰 越 理 由
《衛生費》 救急医療対策費 三次救急医療体制強化推進事業費	26,366	補助事業者において、受注メーカーでのプログラム不具合による生産停止により生産が大幅に遅れ、年度内での納車が難しいことが見込まれるため。

変更

（単位：千円）

項 目	繰 越 額	繰 越 理 由
《民生費》 福祉人材確保対策費 三重県介護従事者確保事業費補助金	(補正前) 619,455 (補正後) 1,476,631	国の予算内示の遅延により補助事業者において事業の着手が遅れ、年度内の事業の完了が困難となることが見込まれるため。
介護基盤整備関係事業費 介護サービス基盤整備補助金 介護サービス施設・設備整備等推進事業費	(補正前) 95,862 (補正後) 756,895	建設資材の入手困難や建設業界における人手不足による工程の遅れなどにより、補助事業者において年度内の事業の完了が困難となることが見込まれるため。
災害医療対策費 災害医療体制強化推進事業費	(補正前) 152,000 (補正後) 158,858	補助事業者において、受注メーカーとの仕様内容の調整に時間を要し、年度内での納車が難しいことが見込まれるため。

## 【特別会計】

### 議案第53号

#### 令和7年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算（第1号）

（項目一覧）

（単位：千円）

項 目	補正前の額	補 正 額	補正後の予算額	説 明
（歳入）				
諸収入	662,526	2,124	664,650	病院事業債発行に係る貸付金償還金の精査による増
県債	1,268,000	△136,000	1,132,000	空調設備の入札差金の発生等に伴い貸付金が減となったことによる減
歳 入 合 計	1,930,526	△133,876	1,796,650	
（歳出）				
元利償還金	662,526	2,124	664,650	病院事業債発行に係る貸付金償還金の精査による増
貸付金	1,268,000	△136,000	1,132,000	空調設備の入札差金の発生等に伴う貸付金の減
歳 出 合 計	1,930,526	△133,876	1,796,650	

議案第54号 令和7年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

（主な項目一覧）

（単位：千円）

項 目	補正前の額	補 正 額	補正後の予算額	説 明
（歳入）				
国庫支出金	39,798,438	△4,002,180	35,796,258	国庫補助金等の減
財産収入	9,468	34,631	44,099	基金積立金利子収入の増
繰入金	9,728,532	△1,136,326	8,592,206	財政安定化基金繰入金等の減
諸収入	55,438,292	1,128,115	56,566,407	前年度保険給付費等交付金の精算に伴う市町からの返還金の増
歳 入 合 計	152,135,715	△3,975,760	148,159,955	
（歳出）				
国民健康保険運営費				
保険給付費等交付金	121,849,303	△3,964,056	117,885,247	市町への保険給付費等交付金の所要見込額の減
後期高齢者支援金等	20,617,676	△49,880	20,567,796	社会保険診療報酬支払基金からの請求に基づく減
前期高齢者納付金等	21,113	10,389	31,502	社会保険診療報酬支払基金からの請求に基づく増
介護納付金	6,616,156	△160	6,615,996	社会保険診療報酬支払基金からの請求に基づく減
共同事業拠出金	256,212	△5,252	250,960	国民健康保険中央会からの請求に基づく減
国民健康保険財政安定化基金積立金	2,299,220	30,962	2,330,182	基金利子収入の増等
保健事業費	23,670	△4,644	19,026	委託事業費の減
償還金	440,164	7,530	447,694	前年度保険給付費等交付金等の精算に伴う国等への返還金による増
一般会計繰出金	9,180	△15	9,165	委託事業費の減
総務費				
総務管理費	3,011	△634	2,377	国民健康保険運営協議会開催経費の精査による減
歳 出 合 計	152,135,715	△3,975,760	148,159,955	

1 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例に基づく報告について

	頁
(1) 予算に関する補助金等に係る資料	
・(条例第5条関係) 予算に関する補助金等に係る資料(1,000万円以上) . . . . .	29

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:医療保健部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
5	災害医療提供体制推進事業費補助金(地域災害拠点病院設備整備事業)	日本赤十字社伊勢赤十字病院 伊勢市船江一丁目471番2	12,816 (未定)	地域の災害拠点病院の設備整備に取り組む事業へ補助する。	(目的・理由) 災害時に、傷病者等が必要な医療を迅速かつ適切に受けられる災害保健医療体制の構築を図る。  (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 地域の災害拠点病院の設備整備事業を支援することにより、災害保健医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。	医療政策課	民生費	災害救助費	救助費	災害医療対策費
6	同上	独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター 津市久居明神町2158-5	21,522 (未定)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
7	災害医療提供体制推進事業費補助金(NBC災害・テロ対策設備整備事業)	国立大学法人三重大学医学部附属病院 津市江戸橋2丁目174	10,064 (未定)	NBC災害及びテロ発生時における災害・救急医療提供体制整備に取り組む事業へ補助する。	(目的・理由) NBC災害及びテロ発生時に、傷病者等が必要な医療を迅速かつ適切に受けられる災害保健医療体制の構築を図る。  (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム NBC災害及びテロ対策の設備整備事業を支援することにより、災害保健医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:医療保健部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
8	小児・周産期医療提供体制推進事業費補助金(周産期母子医療センター運営事業)	地方独立行政法人三重県立総合医療センター 四日市市大字日永5450-132	17,516 (未定)	ハイリスク妊産婦の妊娠・分娩管理、ハイリスク新生児の集中治療等を実施するため、新生児集中治療室(NICU)、母体・胎児集中治療管理室(MFICU)等を整備する周産期母子医療センターの運営経費の一部を補助する。	(目的・理由) ハイリスク妊産婦の妊娠・分娩管理、ハイリスク新生児の集中治療等を行い、周産期医療体制の充実を図る。  (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム周産期母子医療センターの運営を支援することにより、周産期医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。	医療政策課	衛生費	公衆衛生費	公衆衛生総務費	小児医療対策費
9	同上	独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター 津市久居明神町2158-5	37,542 (未定)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
10	同上	国立大学法人三重大学医学部附属病院 津市江戸橋2丁目174	75,134 (未定)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
11	同上	日本赤十字社伊勢赤十字病院 伊勢市船江一丁目471番2	44,551 (未定)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
12	同上	地方独立行政法人桑名市総合医療センター 桑名市寿町3丁目11番地	13,374 (未定)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:医療保健部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
13	小児・周産期医療提供体制推進事業費補助金(小児在宅医療・福祉連携事業)	国立大学法人三重大学医学部附属病院 津市江戸橋2丁目174	16,590 (未定)	地域の小児在宅医療・福祉連携体制の整備に取り組む事業者に対して補助する。	(目的・理由) 地域の小児在宅医療・福祉連携体制の整備の充実を図る。  (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム連携事業を支援することにより、小児在宅医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康な生活のための環境整備として公益性がある。	医療政策課	衛生費	公衆衛生費	公衆衛生総務費	小児医療対策費
14	医療施設施設整備費補助金(分娩取扱施設施設整備事業)	独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター 津市久居明神町2158-5	46,948 (未定)	分娩取扱施設が少ない地域において、分娩取扱施設の施設整備費の一部を補助する。	(目的・理由) 分娩取扱施設が少ない地域において、分娩取扱施設の施設整備費の一部を補助することで、地域において安心して出産ができる体制を確保する。  (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム分娩取扱施設が少ない地域において、分娩取扱施設の施設整備を支援することにより、周産期医療体制の整備・充実を図るものであり、安心・安全な妊娠・出産ができるための環境整備として公益性がある。	同上	同上	同上	同上	同上
15	がん診療設備整備費補助金	三重県厚生農業協同組合連合会鈴鹿中央総合病院 鈴鹿市安塚町山之花1275番地53	10,000 (未定)	質の高いがん診療が可能な医療提供体制を整備するため、がん診療設備の整備に必要な経費の一部を補助する。	(目的・理由) がん医療提供体制の充実を図る。  (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	シビルミニマムがん診療設備の整備により、がん医療提供体制の充実を図るものであり、県民の健康な生活のための環境整備として公益性がある。	同上	同上	同上	予防費	がん対策推進費
16	同上	三重県厚生農業協同組合連合会松阪中央総合病院 松阪市川井町字小望102	10,500 (未定)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:医療保健部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
17	病床機能再編支援事業給付金	日本赤十字社伊勢赤十字病院 伊勢市船江一丁目471番2	36,480 (未定)	地域医療構想の実現に向けた病床機能の分化・連携を促進することを目的とする、病床規模の適正化に係る取組を支援するため、給付金を支給する。	(目的・理由) 医療介護総合確保法に係る三重県計画に基づき、病床規模の適正化を進め、地域医療構想の実現に向けた効果的・効率的な医療提供体制の構築を図る。  (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 病床規模の適正化に係る施設整備を支援することにより、効果的・効率的な医療提供体制の構築を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。	医療政策課	衛生費	医薬費	医務費	地域医療対策費
18	同上	医療法人武田産婦人科 名張市鴻之台1番町144	10,260 (未定)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
19	同上	寺田産婦人科 伊勢市小木町185-1	13,680 (未定)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
20	同上	紀南病院組合立紀南病院 南牟婁郡御浜町阿田和4750	90,972 (未定)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
21	同上	河崎クリニック 伊勢市河崎1-9-37	43,320 (未定)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:医療保健部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
22	医療施設設備整備費補助金(共同利用施設設備整備事業補助金)	独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター 津市久居明神町2158-5	73,333 (未定)	共同利用施設又は地域医療支援病院として必要な共同利用高額医療機器の購入経費の一部を補助する。	(目的・理由) 共同利用を目的とした高額医療機器を整備することで、共同利用施設として地域の医療機関の連携や医療資源の効率的活用を図る。  (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 地域における医療水準の向上に資するため、医療提供体制の機能整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。	医療政策課	衛生費	医薬費	医務費	地域医療対策費
23	同上	三重県厚生農業協同組合連合会鈴鹿中央総合病院 鈴鹿市安塚町山之花1275番地53	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
24	小児救急医療拠点病院運営事業補助金	独立行政法人国立病院機構三重病院 津市大里窪田町357番地	39,446 (未定)	休日夜間における小児の重篤救急患者の医療を確保するため、小児救急医療拠点病院の運営経費の一部を補助する。	(目的・理由) 小児の救急患者に対し、高度な救急医療を24時間体制で提供する。  (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 小児救急医療拠点病院の運営を支援することにより、小児救急医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。	同上	同上	同上	同上	救急医療対策費
25	救命救急センター運営事業補助金	日本赤十字社伊勢赤十字病院 伊勢市船江一丁目471番2	114,450 (未定)	休日夜間における重篤救急患者の医療を確保するため、救命救急センターを設置した場合にその運営経費の一部を補助する。	(目的・理由) 重篤な救急患者に対し、高度な救急医療を24時間体制で提供する。  (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 救命救急センターの運営を支援することにより、三次救急医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。	同上	同上	同上	同上	同上
26	同上	国立大学法人三重大学医学部附属病院 津市江戸橋2丁目174	120,196 (未定)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:医療保健部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
27	救命救急センター運営事業補助金	三重県厚生農業協同組合連合会松阪中央総合病院 松阪市川井町字小望102	160,138 (未定)	休日夜間における重篤救急患者の医療を確保するため、救命救急センターを設置した場合にその運営経費の一部を補助する。	(目的・理由) 重篤な救急患者に対し、高度な救急医療を24時間体制で提供する。  (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 救命救急センターの運営を支援することにより、三次救急医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。	医療政策課	衛生費	医薬費	医務費	救急医療対策費
28	医療施設設備整備費補助金(救命救急センター設備整備事業)	日本赤十字社伊勢赤十字病院 伊勢市船江一丁目471番2	26,400 (未定)	救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等の購入費を補助する。	(目的・理由) 重篤な救急患者の医療を確保するため、救命救急センターの設備整備に対し補助する。  (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 三次救急医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。	同上	同上	同上	同上	同上
29	ドクターヘリ運航事業補助金	国立大学法人三重大学医学部附属病院 津市江戸橋2丁目174	353,960 (未定)	救急患者の救命率等の向上、広域救急患者搬送体制の向上等を図るため、ドクターヘリの運航を行う場合にその運航経費の一部を補助する。	(目的・理由) 重篤な救急患者に対し、高度な救急医療を提供する。  (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	同上	同上	同上	同上	同上	同上
30	医療施設設備整備費補助金(病院群輪番制病院設備整備事業)	三重県厚生農業協同組合連合会三重北医療センターいなべ総合病院 いなべ市北勢町阿下喜771	14,666 (未定)	病院群輪番制病院として必要な医療機器又は心臓病及び脳卒中の重症救急患者の治療等に必要の専用医療機器の購入費を補助する。	(目的・理由) 重篤な救急患者の医療を確保するため、病院群輪番制病院の設備整備に対し補助する。  (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 二次救急医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:医療保健部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
31	公立大学法人三重県立看護大学運営費交付金	公立大学法人三重県立看護大学津市夢が丘一丁目1番地1	830,901(R8.4)	公立大学法人三重県立看護大学の運営費を交付する。	(目的・理由) 公立大学法人三重県立看護大学が適切に運営されるよう、必要な経費を運営費交付金として交付する。  (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 地方独立行政法人制度においては、必ずしも独立採算制を前提としておらず、公立大学法人三重県立看護大学が適切に運営されるためには、交付金の交付以外の方法はない。	医療政策課	衛生費	医薬費	医療従事者養成費	公立大学法人関係事業費
32	公立大学法人三重県立看護大学施設整備費補助金	同上	41,520(未定)	公立大学法人三重県立看護大学が実施する施設・設備等の整備に要する経費に対して補助する。	(目的・理由) 公立大学法人三重県立看護大学の教育・研究環境の充実に資する。  (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 看護職員の育成及び教育を行う大学が実施する施設・設備等の整備に要する経費に対して補助することにより、県内外の医療機関における看護職員の充実に資するものであり、社会的効用を発生させるものとして公益性がある。	同上	同上	同上	同上	同上
33	公立大学法人三重県立看護大学授業料等減免費交付金	同上	62,990(未定)	公立大学法人三重県立看護大学が行う授業料等減免に要する経費に対して補助する。	(目的・理由) 公立大学法人三重県立看護大学の修学に係る経済的負担を軽減する。  (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 子どもを安心して育てることができる環境の整備を図り、急速な少子化の進展への対処に寄与するものであり、公益性がある。	同上	同上	同上	同上	同上
37	パティホスピタルシステム実施事業補助金	日本赤十字社伊勢赤十字病院伊勢市船江1丁目471番2	11,250(未定)	医師の確保が困難な地域への医師派遣を推進するため、医師派遣に係る経費を補助する。	(目的・理由) 医師の確保が困難な地域の医療を確保する。  (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 医師派遣に要する経費を補助することにより、医師の確保が困難な地域の医療の確保を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。	医療人材課	同上	同上	医務費	地域医療対策費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:医療保健部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
38	周産期新生児科指導医育成事業費補助金	国立大学法人三重大学医学部附属病院 津市江戸橋2丁目174	12,000 (未定)	周産期新生児科医師の県内定着を図るため、医学生から指導医まで切れ目のないキャリア形成や指導医の育成に係る経費を補助する。	(目的・理由) 周産期新生児科指導医の育成及び確保を図る。  (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 周産期新生児科指導医の育成に要する経費を交付することにより、県内の医療機関における周産期新生児科医師の充実を図るものであり、社会的効用を発生させるものとして公益性がある。	医療人材課	衛生費	医薬費	医務費	地域医療対策費
39	臨床研修医定着支援事業補助金	特定非営利活動法人MMC卒後臨床研修センター 津市江戸橋2丁目174	14,662 (未定)	臨床研修医の定着を目的として開催する事業等に補助する。	(目的・理由) 臨床研修医の確保及び研修の充実強化を図る。  (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 臨床研修医の確保および資質の向上に係る事業を支援することにより、地域医療体制の整備を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。	同上	同上	同上	同上	同上
40	勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業補助金	国立大学法人三重大学医学部附属病院 津市江戸橋2丁目174	209,423 (未定)	教育研修及び診療に係る勤務環境改善の取組に要する経費、勤務医の労働時間短縮のための医師派遣に係る経費を補助する。	(目的・理由) 勤務医の働き方改革の推進を図る。  (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 教育研修及び診療に係る勤務環境改善の取組や、医師の労働時間短縮のための医師派遣に係る経費を補助することにより、勤務医の働き方改革の推進を図るものであり、社会的効用を発生させるものとして公益性がある。	同上	同上	同上	同上	同上
41	医療施設等施設整備費補助金(医師偏在対策総合事業)	未定 (医療機関)	110,154 (未定)	医師少数区域等の医療提供体制を確保するために、当該区域における診療所の承継・開業に伴う施設整備費の一部を補助する。	(目的・理由) 医師少数区域等における診療所の承継・開業を支援し、当該区域の医療提供体制を確保する。  (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 医師少数区域等における診療所の承継・開業を支援することにより、当該区域の医療提供体制確保に繋げるものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:医療保健部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
42	医療施設運営費等補助金 (医師偏在対策総合事業)	未定 (医療機関)	49,976 (未定)	医師少数区域等の医療提供体制を確保するために、当該区域における診療所の承継・開業に伴う運営費の一部を補助する。	(目的・理由) 医師少数区域等における診療所の承継・開業を支援し、当該区域の医療提供体制を確保する。  (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 医師少数区域等における診療所の承継・開業を支援することにより、当該区域の医療提供体制確保に繋げるものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。	医療人材課	衛生費	医薬費	医務費	地域医療対策費
43	医療施設運営費等補助金 (へき地診療所運営事業)	鳥羽市 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号	39,383 (未定)	市町、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業組合連合会が行うへき地診療所の運営事業を補助する。	(目的・理由) へき地における医療提供体制を確保する。  (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム へき地診療所の運営事業に要する経費を補助することにより、へき地における医療提供体制の確保を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。	同上	同上	同上	同上	同上
44	三重県看護師等養成所運営費補助金	未定 (看護師等養成所)	253,105 (未定)	看護師等養成所の運営に必要な経費の一部を補助する。	(目的・理由) 看護師等の確保及び教育の充実強化を図る。  (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 看護師等の確保及び資質の向上に資する事業を支援することにより、地域医療体制の整備を図るものであり、社会的効用を発生させるものとして公益性がある。	同上	同上	同上	医療従事者養成費	看護職員養成支援事業費
49	社会福祉研修センター事業費補助金	社会福祉法人三重県社会福祉協議会 津市桜橋2丁目131	10,007 (R8.5)	三重県社会福祉協議会が実施する社会福祉研修センター事業に対して補助する。	(目的・理由) 社会福祉施設職員の資質向上を図り、社会福祉事業全体の質を向上させる。  (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 三重県社会福祉協議会が研修事業を実施することにより、社会福祉施設職員の資質向上が図られ、社会的効用を発生させるものとして公益性がある。	長寿介護課	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	福祉人材養成事業費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:医療保健部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
50	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	独立行政法人福祉医療機構 東京都港区虎ノ門4-3-13	369,708 (R8.5)	県内社会福祉施設等の被共済職員が退職したときに、機構が支給する退職手当金の一部について補助する。	(目的・理由) 独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済事業に要する経費を補助することにより、社会福祉施設職員等の処遇向上を図る。  (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条に基づき補助するものであるため、公益性が認められる。	長寿介護課	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	福祉人材確保対策費
51	老人保健福祉施設整備費補助金	未定 (社会福祉法人等)	333,600 (未定)	特別養護老人ホーム等の整備に係る経費を助成する。	(目的・理由) 必要な介護基盤を整備する。  (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 在宅での生活が困難で施設サービスを希望する高齢者の円滑な入所のため、施設整備を推進することは、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。	同上	同上	同上	老人福祉費	介護基盤整備関係事業費
52	三重県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金	同上	10,986 (未定)	高齢者施設等の防災・減災対策や新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を推進する施設・設備等の整備に要する経費の一部を補助する。	(目的・理由) 防災・減災対策および感染防止対策の強化を図る。  (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 防災・減災対策や感染拡大防止対策事業の整備に支援することは、高齢者施設等の利用者の安全・安心を確保することとなり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。	同上	同上	同上	同上	同上
53	軽費老人ホーム運営費補助金	未定 (社会福祉法人、医療法人)	1,088,812 (未定)	軽費老人ホーム(A型・ケアハウス)の運営に必要な経費に対して補助金を交付する。	(目的・理由) 軽費老人ホームの安定的な施設運営を図る。  (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 自宅での生活が困難な低所得高齢者が、低額で利用できるような施設(軽費老人ホーム)の安定的な運営を支援するため、施設運営費の一部を補助することは公益性がある。	同上	同上	同上	同上	高齢者在宅生活支援事業費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:医療保健部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
54	医療保険制度推進交付金	公益社団法人三重県医師会 津市桜橋2-191-4	49,977 (R8.6)	医療保険制度や福祉医療費助成制度に関し、医師会が実施する周知活動、医療の質を確保するための医師の研修、地域住民を対象とした健康教育等の経費に対して交付する。	(目的・理由) 医療保険制度の円滑な実施を図るとともに、対象者の健康の保持増進を図る。  (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 医療保険制度等の円滑な運用を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。	国民健康保険課	民生費	社会福祉費	国民健康保険指導費	福祉医療対策費
55	障がい者医療費補助金	未定 (県内市町)	2,022,773 (R8.6)	市町が障がい者に対して実施する医療費助成事業を支援し、その費用の一部を補助する。	(目的・理由) 障がい者が必要な医療を受けられる環境を整え、福祉の向上と健康の保持増進を図る。  (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 医療費を助成することにより、障がい者の経済的負担の軽減を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。	同上	同上	同上	障がい者福祉費	障がい児(者)医療対策費
56	子ども医療費補助金	同上	2,480,583 (R8.6)	市町が子どもに対して実施する医療費助成事業を支援し、その費用の一部を補助する。	(目的・理由) 次世代育成の重要性から子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもが医療を受けられる環境を整える。  (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 医療費を助成することにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。	同上	同上	児童福祉費	児童福祉総務費	子ども医療対策費
57	一人親家庭等医療費補助金	同上	446,194 (R8.6)	市町が一人親家庭等に対して実施する医療費助成事業を支援し、その費用の一部を補助する。	(目的・理由) 一人親家庭等の医療を受けられる環境を整え、福祉の向上と健康の保持増進を図る。  (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 医療費を助成することにより、一人親家庭等の経済的負担の軽減を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。	同上	同上	同上	母子福祉費	母子医療対策費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:医療保健部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
59	三重県健康増進事業補助金	津市 津市西丸之内23番1号	15,507 (未定)	市町が実施する以下の保健事業について必要な経費の一部を補助する。 ・健康教育 ・健康相談 ・健康診査 ・訪問指導 ・総合的な保健推進事業	(目的・理由) 地域住民の健康の保持増進を図る。  (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 市町の保健事業を支援することにより、県民の健康増進を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。	健康推進課	衛生費	公衆衛生費	公衆衛生総務費	高齢者健康診査事業費
60	同上	伊勢市 伊勢市岩渕1丁目7番29号	14,179 (未定)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
61	三重県感染症指定医療機関運営事業費補助金	日本赤十字社伊勢赤十字病院 伊勢市船江一丁目471番2	12,588 (未定)	1類、2類感染症患者等を受け入れるための病床の確保に要する経費に対して補助する。	(目的・理由) 1類、2類感染症患者等の治療等を行うための医療提供体制の整備を図る。  (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 感染症指定医療機関の運営を支援することにより、感染症医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。	感染症対策課	同上	同上	予防費	防疫対策費
62	予防接種対策費負担(補助)金	松阪市 松阪市殿町1340番地1	12,400 (未定)	予防接種による健康被害者に対して医療費等の必要な経費の一部を負担する。	(目的・理由) 定期予防接種による健康被害者に医療費や障害年金等を支給することにより、予防接種健康被害者を救済する。  (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 予防接種健康被害者への救済を行うことは、予防接種の安全・安心を確保することとなり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。	同上	同上	同上	同上	予防接種費